

総量規制基準(案)

補足資料(その1)

総量規制基準の設定方法等

## 目 次

I	総量規制基準について . . . . .	1
II	C値の設定 . . . . .	2

## I 総量規制基準について

「総量規制基準」とは、指定地域内の特定事業場で一日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上の事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度である。また、「特別の総量規制基準」とは、新增設の特定施設に係る指定地域内事業場に係る総量規制基準である（法第4条の5）。

個別指定地域内事業場の総量規制基準を求める算式は次のとおりである。

### 総量規制基準の算式

#### (1) 総量規制基準

$$\text{COD } L_c \text{ (kg/日)} = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素 } L_n \text{ (kg/日)} = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$$

$$\text{りん } L_p \text{ (kg/日)} = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$$

#### (2) 特別の総量規制基準

$$\text{COD } L_c \text{ (kg/日)} = (C_{c_j} \cdot Q_{c_j} + C_{c_i} \cdot Q_{c_i} + C_{c_o} \cdot Q_{c_o}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素 } L_n \text{ (kg/日)} = (C_{n_i} \cdot Q_{n_i} + C_{n_o} \cdot Q_{n_o}) \times 10^{-3}$$

$$\text{りん } L_p \text{ (kg/日)} = (C_{p_i} \cdot Q_{p_i} + C_{p_o} \cdot Q_{p_o}) \times 10^{-3}$$

L：総量規制基準

C：知事が業種等の区分ごとに定める係数

Q：特定排出水の量

o、i、j：時期の区分

#### 時期の区分

項目 時期区分	COD	窒素	りん
昭55.7.1	C <sub>c</sub> , Q <sub>c</sub> C <sub>co</sub> , Q <sub>co</sub>	C <sub>n</sub> , Q <sub>n</sub> C <sub>no</sub> , Q <sub>no</sub>	C <sub>p</sub> , Q <sub>p</sub> C <sub>po</sub> , Q <sub>po</sub>
平3.7.1	C <sub>ci</sub> , Q <sub>ci</sub>		
平14.10.1	C <sub>cj</sub> , Q <sub>cj</sub>	C <sub>ni</sub> , Q <sub>ni</sub>	C <sub>pi</sub> , Q <sub>pi</sub>

## II C値の設定

総量規制基準の算定に用いる総量規制基準のC値は、令和3年10月5日付環境省告示第61号、平成28年9月5日付環境省告示第81号及び第82号（一部改正告示）で示された範囲の中で知事が定める。

COD、窒素含有量及びりん含有量のそれぞれについて、215業種ごとに施設の設置時期に分けて設定する。

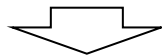
### (1) C値の見直しの基本的な考え方

- 環境省告示によりC値の範囲が改正された箇所について、都のC値の見直しが必要な場合は、見直す。
- 上述の箇所のほか、都のC値が環境省のC値の範囲の下限值ではない場合、見直し対象とする。
- 見直し対象となるC値が適用されている各事業場の排水実態を確認し、将来にわたって現状と同等以上の水質が見込まれる場合は、C値を見直す。

### (2) 第9次におけるC値の見直しの考え方

第9次水質総量削減の在り方及び国によるC値の範囲の見直し内容を踏まえ、

- CODについては、生活系の負荷量削減を進めるため、当該区分の排水実態を精査するとともに、都のC値が国の下限値よりも高く設定されている区分についても排水実態を精査する。
- 窒素含有量及びりん含有量については、規制の強化は行わない。



#### 第9次におけるC値の見直し（案）について

- 国がC値の上限を引下げた箇所（し尿浄化槽のCOD）については、都のC値はすでに国の下限値と同じであり、見直しの必要はない。
- CODについては、4業種（写真感光材料製造業、金属製品製造業、精密機械器具製造業及びその他の業種区分に属する業種）において、実態に合わせたC値の見直しを行う。
- 窒素含有量及びりん含有量については、C値を据え置く。

#### 〔参考〕 第8次におけるC値の見直し

- 環境省告示と7次におけるC値を比較したところ、し尿処理業を除き、国が示した8次のC値の範囲内であった。
- 排水の実態等からみて、C値を引き下げるべき業種はなかった。
- 以上から、8次においては、し尿処理業のC値\*のみを引き下げ、他の業種のC値を据え置きとした。

\* 平成14年9月30日以前に届出された排水量に係るりんのC値のみ